住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年３月20日

佐賀県知事　　古　　川　　　　康

◎佐賀県条例第15号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>

別表第１（第２条関係）

<table>
<tr><th>県内の市町の執行機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第２号）第２条の表第１号の右欄に掲げる市町の長</td><td>法別表第５第１号に掲げる事務</td></tr>
</table>

</td><td>

別表第１（第２条関係）

<table>
<tr><th>県内の市町の執行機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第２号）第２条の表第１号の右欄に掲げる市町の長</td><td>法別表第５第１号の２に掲げる事務</td></tr>
<tr><td>全市町の長</td><td>(1)　地方税法（昭和25年法律第226号）第17条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
ア　納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この号及び次号において「納税者等」という。）
イ　納税者等の相続人
(2)　地方税法及び市町が同法第３条第１項の規定により定める条例に基づく市町村税（個人の</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

改正前	改正後
	市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（当該市町村税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ア　納税者等 イ　納税者等の相続人 ウ　納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ　納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者 オ　納税者等が有する財産を占有している第三者又は当該財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 カ　納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

改正前	改正後
別表第２（第３条関係） (1)～(10)　略 (11)　地方税法（昭和25年法律第226号。以下この号及び次号において「法」という。）第17条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ア・イ　略 (12)～(14)　略	**別表第２**（第３条関係） (1)～(10)　略 (11)　地方税法（次号において「法」という。）第17条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ア・イ　略 (12)～(14)　略 (15)　土地収用法（昭和26年法律第219号）第68条の規定により県が損失の補償をすべき土地所有者（同法第８条第２項に規定する土地所有者をいう。）及び関係人（同条第３項に規定する関係人をいう。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。